

諮問番号：令和7年度諮問第1号

答申番号：令和8年度答申第1号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求を認容する。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に係る処分

令和7年4月9日、処分庁は、審査請求人に対し、高度難聴用耳かけ型左耳の購入費用に係る支給を決定し、その旨を通知する支給決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

2 審査請求

審査請求人は、令和7年7月1日、三木市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 処分庁は、審査請求人が行った重度難聴用耳かけ型両耳の購入費用に係る支給申請（以下「本件支給申請」という。）に対し、生活環境や活動状況等について正しく把握せず、事実の誤認に基づき高度難聴用耳かけ型左耳の購入費用に係る支給を決定しており、この点において裁量権の逸脱があるため、本件処分は違法である。
- (2) 処分庁は、本件支給申請について、兵庫県身体障害者更生相談所（以下「身更相」という。）に判定依頼を行っているが、「身体状況に変化がなく、前回の判定と全く同じ処方内容で済む補

装具の場合」、種目によっては身更相の判定を省略できるにもかかわらず、身更相への判定依頼を行い当該判定に基づき決定を行っており、この点において手続上の不備があるため、本件処分は不当である。

- (3) 本件処分は、両耳の申請に対し左耳のみの支給を決定したものであり、その実態は一部不支給決定であるにもかかわらず、支給決定通知書に一部不支給とする理由は明記されておらず、口頭による明確な理由の説明もなかった。この点において行政手続法（平成5年法律第88号）に反するため、本件処分は違法である。
- (4) 本件処分において、支給決定通知書には審査請求ができる旨の教示文言の記載は無く、令和7年4月30日に口頭で障がい福祉課長から審査請求に係る教示があったものである。この点において行政不服審査法（平成26年法律第68号）に反するため、本件処分は違法である。

2 処分庁の主張

- (1) 処分庁は、本件支給申請について、三木市身体障害者等補装具費の支給に関する規則（平成18年三木市規則第66号。以下「規則」という。）第4条第1項に規定された項目について聴き取りを行い、①左耳のみの装用で十分に聴き取りができていること、②職業上の特別な理由があるとは認められないことから左耳のみの支給が適当であると判断したものであり、審査請求人の生活環境、活動状況等を正しく把握した上で決定を行ったものであるから、事実の誤認はなく、本件処分に何ら違法な点はない。
- (2) 規則第4条第1項に基づく聴き取りにおいて、審査請求人から身体状況、職業等に変化があるとの申し出があり、身更相への判定依頼を省略できる場合には当たらないことから、処分庁は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

の法律（平成１７年法律第１２３号。以下「支援法」という。）及び規則の規定に基づき身更相への判定依頼を行ったものであるから、手続上の不備はなく、本件処分に何ら不当な点はない。

- (3) 支給決定通知書に本件処分の理由を記載していなかったことは認めるが、審査請求人に対しては、窓口及び電話において本件処分の理由を説明していることから、理由記載の不備は、本件処分の取消事由とはならない。
- (4) 支給決定通知書に審査請求に係る教示を記載していなかったことは認めるが、処分庁は口頭による教示を行っており、これにより審査請求人は適法に行政不服審査法に基づく審査請求を行っていることから、教示の不備は、本件処分の取消事由とはならない。

第４ 審理員意見書の要旨

１ 審理員意見書の結論

本件処分は、行政手続法上の違法により取消しを免れないものであるから、本件審査請求は、行政不服審査法第４６条第１項の規定により、認容されるべきである。

２ 審理員意見書の理由

- (1) 本件処分において、両耳ではなく左耳のみの高度難聴用耳かけ型の支給としたことにつき、違法又は不当な点が認められるか。
 - ア 支援法においては、支給の条件につき「障害の状態からみて」「購入等を必要とする者であると認めるとき」とのみ規定され、具体的な判断基準は定められていない。また、支給対象となる補聴器の個数についても、具体的な判断基準は定められておらず、支給決定に当たって市町村が必要と認めた場合は、身更相の意見を聴くことができるとされるのみである。このように法律において支給に係る事柄については概括的に規定されるのみで具体的な判断基準が特に定められていないのは、その判断

を市町村の裁量に任せ、その裁量権の範囲を広範なものとする趣旨からであると解される。すなわち、市町村は、支給に係る判断に当たって、支援法の目的や基本理念（支援法第1条及び第1条の2）に鑑み、申請者の障害の状況を身体的な側面にかかわらず、生活全般にわたる事情を斟酌し、個別具体的な事情に応じた適切な判断をすることが求められることになる。このような判断は、事柄の性質上市町村の裁量に任せるのでなければ行うことができないものと考えられる。したがって、本件処分が上記のとおり裁量権の行使として行われたものであることを前提とすると、その判断が全くの事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかである場合に限り、裁量権の範囲を超え又はその濫用があったとして違法となると解するのが相当である。

イ そこで、本件処分について検討するに、処分庁は本件支給申請を受けて、規則に基づき調査書を作成した。この際、前回支給時から日常生活において変化があること、両耳での支給を希望すること、医師作成の意見書によると「重度」難聴用耳かけ型を希望することを聴取した。日常生活における変化については、前回の支給時には講演活動及び相談員としての活動に加えて自営業としてカイロプラクティック業を営んでいたが、本件支給申請時には自営業のみ行っていないことを聴き取っている。さらに、加齢による難聴の進行があることも聴き取っている。この点、とりわけ職業の変化について、審査請求人は処分庁が事実誤認をしている旨述べる。しかし、審査請求人の主張によれば、旧来の顧客には無報酬で施術を依頼され応じており、無報酬であっても営業活動として行っていた施術と同じであるとのことである（令和7年8月21日付反論書）。このことから、従前はカイロプラクティック業を営んでいたこと、現在は営業活動としては行っていないことが認められるのであり、上記処分庁の調査結果に事実誤認は存在しない。

ウ 処分庁は、上記調査結果を基に、身更相への判定依頼を行っている。この点について、審査請求人は身更相への判定依頼は不要であった旨主張する。処分庁による身更相への判定依頼は、「市町村は…必要があると認めるときは…身更相の意見を聴くことができる」という支援法の規定によるものである。身更相の役割が、身体障害者に関する専門的な知識及び技術に基づく市町村への支援である（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第10条及び第11条）ことに鑑みれば、身更相の意見を聴くことによって、より慎重な判断が可能になるということができる。補装具費支給は障害者が日常生活又は社会生活を営むための支援であることに鑑みれば、本件支給申請において身体の状態や職業の変更が認められたことを理由に、専門的な知識等に基づく身更相の意見を聴いた上でより慎重に判断するべきとした処分庁の対応は妥当なものであるというべきである。よって、身更相への判定依頼が不要であるとする審査請求人の主張はあたらない。

エ 身更相による判定を受けて、処分庁は、高度難聴用耳かけ型の左耳のみとする本件処分を行った。支援法及び規則においては、補聴器についてどのような場合に両耳の支給とすべきかについて定めはない。よって、支援法の趣旨に鑑み、身体の状態、年齢、職業並びに教育及び生活環境等の諸般の事情を考慮して個別具体的に判断するべきである。そこで、本件について以下検討する。審査請求人に対し実施した補聴器を使用して行う単語リストの聴き取りテストにおいて、「高度」難聴用を左耳のみに使用し口元を隠した場合で96%、口元を見せた場合で100%の聴き取りができていた。従前営んでいたカイロプラクティック業は、依頼者の身体の不調等に応じて身体へ直接触れて施術を行うものであり、依頼者とのコミュニケーションを不可欠とし、また些細な変調を見逃すことのないよう安全に配慮して行う必要があるところ、審査請求人は本件支給申請時にお

いて自営業(カイロプラクティック業)を辞めた旨述べていた。なお、審査請求人は、講演活動や相談員として精力的に活動している旨主張している。しかし、このような活動自体によって直接的に審査請求人や講演の聴衆等に何らかの危険性が発生するとはいえず、この点においてカイロプラクティック業とは異なる。以上によれば、高度難聴用の片耳のみであっても、審査請求人が講演活動や相談員としての活動を行うことなどにより、地域社会において共生していくことが可能であり、社会参加のための機会は確保されるといえる。よって、高度難聴用の片耳のみについて支給するとした本件処分は社会通念上妥当なものと認められる。

- オ 以上の次第であるから、本件処分には事実誤認も認められず、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかとはいえないのであるから、適法な裁量権の行使であり適法かつ正当である。
- (2) 本件処分において、行政手続法及び行政不服審査法上の違法が認められるか。

ア 本件処分は、申請に対する処分であるところ、行政手続法第8条は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」「処分を書面でするときは、理由は書面により示さなければならない」旨を規定している。本件処分は、審査請求人が両耳についての支給申請を求めているところ、片耳のみの支給決定として一部を拒否する処分にあたるため、その理由を示すことが求められる。処分庁は、本件処分に係る決定通知書において金額について示すのみで、判断の理由については一切記載していない。行政手続法第8条が行政処分に理由附記を求める趣旨は、行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、理由を知らせることによって不服申立てに便宜を与えるというものである。本件処分は、すでに検討したとおり、処分庁に広範な裁量が認められ、

支援法の趣旨に鑑みて諸般の事情を考慮して決定されるものである。そうであるならば、処分庁においてどのような事実を認定し、当該事実に関してどのような評価を行ったのかを理由として提示すべきであるといえる。このような趣旨に鑑みれば、決定通知書において何ら理由が提示されていない本件処分には行政手続法上の違法があり、取消しを免れないというべきである。この点、処分庁は、本件処分後に口頭で理由を伝えた旨主張するが、上記理由附記の趣旨に鑑みれば、事後的に口頭で説明されたとしても、それによって上記理由附記不備の瑕疵が治癒されたものということとはできない。

イ 行政不服審査法第82条第1項は、行政処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない旨を規定している。この点、本件処分における決定通知書には教示の文言はなかったことが明らかである。しかしながら、教示義務の趣旨は、これによって国民の権利救済を図ろうとするものであると解されるから、適法に審査請求がなされたことが認められる本件においては、教示がなかったからといって処分自体が違法となるとは解されない。

第5 審査庁の意見

本件処分は、行政手続法上の違法により取消しを免れないものであるから、本件審査請求は、行政不服審査法第46条第1項の規定により、認容されるべきである。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和8年2月19日

諮問

令和8年4月27日 調査審議

令和8年7月31日 調査審議

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- (1) 行政不服審査法における審査は、個々の行政処分の違法性及び不当性を審査するものである。
- (2) この点、審査請求書において審査請求人が述べているのは、
①処分庁は、本件支給申請において、事実誤認に基づく支給決定を行っており、この点において裁量権の行使に逸脱があり違法であること、②処分庁は、本来不要である身更相への判定依頼を行い、当該判定に基づく支給決定を行っており、この点において不当であること等の理由により、本件処分は取り消されるべきであるとの主張と理解できる。

そこで、本件を検討すると、処分庁は、支援法及び規則の規定に基づいて審査請求人への聴き取りを行っており、当該聴き取りによる調査結果について事実の誤認は認められない。また、身更相への判定依頼についても関係法令に基づく適切な取扱いであると認められる。処分庁としては、身更相の判定結果を踏まえ、さらに審査請求人に対して行った単語の聴き取りテストや審査請求人の生活状況を勘案して支給決定を行ったものであり、本件処分は、社会通念上妥当なものと認められる。

したがって、本件処分に係る支給決定は、適法な裁量権の行使であり、適法かつ正当である。

- (3) 次に、審査請求人は、審査請求書において、本件処分に係る行政手続法等の違反について述べており、これは、①本件処分は、その内容として一部不支給決定であるにもかかわらず、処分庁は、本件処分に係る支給決定通知にその理由を明記せず、口頭においても明確な説明を怠ったことについて、行政手続法

に反すること、②本件処分に係る支給決定通知に行政不服審査法に基づく審査請求ができる旨の教示文がなく、同法に反することの２点を理由として、本件処分は取り消されるべきであるとの主張と理解できる。

そこで、本件を検討すると、行政手続法第８条が、不利益な処分について理由の附記を求める趣旨は、行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、理由を知らせることによって不服申立てに便宜を与えることにある。そうであれば、処分庁に広範な裁量権が認められる本件処分においては、その理由を明示しなければ、到底同条の趣旨に適わないものと言うべきである。また、本件処分後に口頭による説明があったとしても、その手続的瑕疵が治癒されるものではないから、支給決定通知への理由附記を怠った本件処分は、行政手続法に反し、取消しを免れないものと言うべきである。

一方で、行政不服審査法第８２条第１項に規定する教示義務については、これによって国民の権利救済を図ろうとする趣旨であるから、本件処分の支給決定通知において同項に基づく教示がなかったとしても、適法に審査請求がなされたことが認められる本件においては、教示がなかったことをもって処分自体が違法となるとは解されない。

- (4) 上記のとおり、本件処分には行政手続法の違反が認められることから、「第１ 審査会の結論」記載のとおり判断する。

令和８年７月３１日

三木市行政不服審査会

会長 矢形 幸之助

委員 丸茂 英雄

委員 入江 智美